

随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

(令和7年7月分)

総務部

契約の名称又は 品名・数量等	契約日	契約の相手先の 名称及び所在地	契約金額 (円)	地方自治法施行 令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の 見積書徴取先 及び見積金額		所管部課 (地方機関) の名称	備 考
						名称	金額(円)		
島根県庁本庁舎 NO.1号機冷温水発生器 定期点検整備業務	令和7年7月1日	荏原冷熱システム 株式会社 中国営業所 広島県広島市西区庚午中 2-14-35	30,580,000	第167条の2 第1項第2号	年式が古く部品調達や整備技術 は製造メーカー以外では対応が 困難であり、適正な履行ができな いため。	—	—	管財課	
						—	—		
						—	—		
第4次維持保全計画策定・ 定期点検(その2)業務	令和7年7月9日	一般財団法人 島根県建築住宅センター 松江市東本町二丁目60番 地	22,770,000	第167条の2 第1項第2号	本業務の実施者は、県内に複数 ある県有施設の劣化度を客観的 かつ適正に判断できることや、建 築基準法に規定する技術基準の 適否判定について、県と同等の 能力を有すること等の条件が必 要であることから、当該条件を満 たす者は島根県建築住宅セン ター以外にはないため。	—	—	管財課	
						—	—		
						—	—		
県庁本庁舎代表電話 音声応答装置設置工事	令和7年7月22日	NTT西日本株式会社 島根支店 松江市東朝日町102	10,208,000	第167条の2 第1項第2号	電話交換機設備全体の構造、仕 組み、各部位の役割等を熟知し た製造メーカーのみが対応可能 であるため。	—	—	管財課	
						—	—		
						—	—		